

平成29年度障害者虐待の状況について

〔平成30年12月13日〕
障害者支援課

1 趣旨

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成24年10月1日施行、以下「法」という。)に基づき、市町や労働局からの報告を受け、県内の平成29年度の状況の取りまとめを行った。

2 取りまとめの概要

法第20条の規定に基づき、障害者福祉施設従事者等による虐待について県が公表すべき事項のほか、養護者による虐待は市町、使用者による虐待は労働局から提供された情報に基づいて集計を行った。

<集計等の概要>

対象者：県内在住の障害者

対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日

内 容：法による虐待区分ごとの通報件数及び認定件数並びに虐待行為の内容等

3 平成29年度の集計結果の概要（詳細は別紙のとおり）

(1) 養護者による障害者虐待

①通報件数	94件
②認定件数	23件
③概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・通報件数は、微減傾向にあるが、認定件数は、減少が止まりやや増加した。 ・通報者は、施設従事者(29件)、本人(26件)、警察(21件)などの順に多い。 ・虐待の種別は、身体的虐待(14件)が最も多い。 ・虐待者は、父親、母親が各7人、夫が4人などの順に多い。 ・被虐待者の性別は、男性9人、女性14人。 ・被虐待者の年齢は、40歳代が9人、20歳代、30歳代、50歳代が各4人、60～64歳2人。 ・被虐待者の障害種別は、知的障害10人、精神障害9人、身体障害4人の順に多い。
④対 応	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待者から分離したものが9件、分離していないものが12件。 ・虐待者から分離した場合の対応は、契約による障害福祉サービスの利用が6件、一時保護、一時入院が各1件等である。 ・虐待者から分離していない事例の対応は、養護者への助言・指導が6件、利用計画の見直しが3件等であるが、多くの場合同時に定期的な見守り(8件)を行っている。

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

①通報件数	34件
②認定件数	8件
③概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・通報者は、被虐待者本人・家族等(14件)や、当該障害者福祉施設従事者・管理者(14件)からの通報が大半を占めている。 ・虐待のあった障害者福祉施設は、障害者支援施設(3件)、療養介護(1件)、短期入所(1件)、共同生活援助(1件)と施設系サービスでの虐待が多い。 ・虐待の種別は、心理的虐待(6件)が最も多い。 ・虐待者は、生活支援員、その他従事者が各5人となっている。 ・被虐待者の性別は、男性5人、女性3人。 ・被虐待者の年齢は、40歳代が3人、20歳未満、20歳代が各2人、50歳代が1人。 ・被虐待者の障害種別は、知的障害(6人)が最も多い。
④対 応	<p>虐待の通報があった場合には、原則として被虐待者に支給決定を行っている市町による虐待事実の確認・指導を行うが、市町から県に対して協力依頼等があれば、連携した調査等を行い、障害者福祉施設等への指導等を行っている。</p>

(3) 使用者による障害者虐待

①通報件数	150件
②認定件数	115件
③概要	・通報件数及び認定件数は、平成28年度に比べ急増しているが、平成29年11月に発生した就労継続支援A型事業所の経営破綻による一斉解雇に関連した賃金未払い及び解雇予告義務違反が影響している。 ・虐待のあった事業所数は10件で、規模は100人未満の事業所（9件）が多い。業種では医療・福祉（5件）、卸売業・小売業（2件）、建設業、製造業、サービス事業（各1件）の順で多くなっている。
④対応	指導権限を有する広島労働局で対応している。

4 平成27年度から平成29年度までの傾向

(1) 養護者による障害者虐待

通報件数は、平成27年度の104件から平成29年度の94件へと緩やかな減少傾向にあるが、虐待の認定件数は、20%台で横ばい傾向にある。

通報者の内訳では、障害者虐待防止法施行当時は、本人・家族及び近隣住民等によるものが多かったが、現在は障害者が利用する障害福祉サービス事業所の職員や警察等の関係機関からの通報も多くなっている。

被虐待者では、男女別は女性が多い傾向が続いており、障害の種別は、法施行時から通して知的障害が最も多い。年齢層では、過去3年間では40代が最も多くなっている。

虐待者は、父、母、兄弟姉妹や夫等が多い状況にある。

虐待行為は、過去3年間を通じて身体的虐待が最も多い。

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

通報件数は、平成27年度の51件から微減傾向にあり、認定件数は、平成27年度が7件、平成28年度が13件で、やや増加したが、平成29年度は8件と減少している。

通報者の内訳は、本人や家族・親族によるものが多く、当該施設・事業所職員等からの通報などが増加している。

被虐待者の障害種別では、知的障害が多く、養護者による虐待と同じ傾向にある。

虐待行為は、平成29年度は身体的虐待が2件に減少し、心理的虐待が6件で最も多くなった。

(3) 使用者による障害者虐待

通報件数及び虐待の認定件数は、平成25年度以降、増加傾向にあったが、平成28年度は減少し、平成29年度は急激に増加した（就労継続支援A型事業所の経営破綻・一斉解雇によるもの）。

虐待行為は、法施行時から通して経済的虐待が最も多い。

5 県の取組

市町や市町障害者虐待防止センター、県障害者権利擁護センター又は労働局等の関係機関と連携し、次の取組を推進する。

- (1) パンフレット等により、県民・市町・事業所等における法の趣旨や通報義務等の定着を促進する。
- (2) 相談窓口等について県民に広報し、虐待発生の防止と虐待発見時の速やかな通報の確保を図る。
- (3) 市町や市町障害者虐待防止センター、施設等での虐待防止を担当する職員を対象とした研修を実施する。
なお、法の趣旨や虐待が発生したときの対応方法等に加えて、障害者福祉施設従事者等による虐待の未然防止の観点から、強度行動障害の障害特性に係る支援知識の習得等についても研修内容に盛り込む。
- (4) あいサポート運動を通じて、障害者への差別や虐待につながる偏見、無理解を取り除くよう努める。
- (5) 使用者が、就労継続支援A型事業を廃止する場合は、利用者への賃金の支払いや解雇予告を行うことなどを確実にを行うよう、集団指導などで周知、徹底する。
- (6) 広島県虐待防止ネットワーク推進会議により、関係機関、当事者団体等と虐待防止方策を検討する。
- (7) 県障害者権利擁護センター、市町や市町障害者虐待防止センター間で意見交換等を行い、困難ケースへの対応方法や先進的な取組の共有等を図る。